

自然再生推進法Q&A

Q. 合意形成はどこまでの範囲が必要ですか？

A. 協議会メンバーの合意が必要です。なお、協議会には行政機関、地方公共団体の参加が必須であり、地域住民、NPO等の団体、専門的知識を有する者、土地所有者等地域の多様な主体の参画が望まれます。また、協議会は公平な参加の機会を確保する必要があります。

Q. 再生目標はどのように定めればよいのでしょうか？

A. 科学的調査に基づき、対象となる区域を明確にした上で目標を設定する必要があります。地域の博物館や大学などの研究機関に一度、相談してみてください。

Q. 協議会の発意者はどのような団体がよいのでしょうか？ 任意団体でも可能ですか？

A. 自然再生に取り組む意欲がある団体であればどのような団体でも可能です。なお、事務局は協議会の合意のもと選任される必要があります。

Q. 予算が無くても設立できますか？

A. 協議会の立ち上げや科学的調査、計画の策定等の労力が必要になりますが、特段、設立にかかる費用はございません。

Q. 協議会設立にはどのような書類が必要ですか？ またその様式はどこにありますか？

A. 参考となる資料等がありますので、環境省 自然環境局 自然環境計画課「自然再生担当」までお問い合わせください。

Q. 地域の自治体は協力してくれますか？

A. 国及び地方公共団体は、地域住民、特定非営利活動法人その他の民間の団体等が実施する自然再生事業について、必要な協力をするよう努めなければならない。とされています。